

令和 2 年 第 6 回

さくら市議会臨時会議案書

# 付 議 事 件

第 6 回臨時会

番号	事 件 名	提案者	ページ
1	さくら市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について	市 長	P 3
2	さくら市長等の給与及び旅費に関する条例の一部改正について	〃	P 4
3	さくら市職員の給与に関する条例等の一部改正について	〃	P 5

## 議案第 1 号

さくら市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について

さくら市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 2 年 11 月 27 日提出

さくら市長 花塚 隆 志

## さくら市条例第 号

さくら市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例

第 1 条 さくら市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（平成 17 年さくら市条例第 43 号）の一部を次のように改正する。

第 5 条第 2 項中「100 分の 167.5」を「100 分の 162.5」に改める。

第 2 条 さくら市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を次のように改正する。

第 5 条第 2 項中「100 分の 162.5」を「100 分の 165」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第 2 条の規定は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

## 議案第 2 号

さくら市長等の給与及び旅費に関する条例の一部改正について

さくら市長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 2 年 11 月 27 日提出

さくら市長 花塚 隆 志

## さくら市条例第 号

さくら市長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例

第 1 条 さくら市長等の給与及び旅費に関する条例(平成 17 年さくら市条例第 47 号)の一部を次のように改正する。

第 4 条第 2 項中「100 分の 167.5」を「100 分の 162.5」に改める。

第 2 条 さくら市長等の給与及び旅費に関する条例の一部を次のように改正する。

第 4 条第 2 項中「100 分の 162.5」を「100 分の 165」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第 2 条の規定は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

## 議案第 3 号

### さくら市職員の給与に関する条例等の一部改正について

さくら市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 2 年 11 月 27 日提出

さくら市長 花塚 隆 志

### さくら市条例第 号

#### さくら市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

(さくら市職員の給与に関する条例の一部改正)

第 1 条 さくら市職員の給与に関する条例(平成 17 年さくら市条例第 50 号)の一部を次のように改正する。

第 17 条第 2 項中「100 分の 130」を「100 分の 125」に、「100 分の 110」を「、100 分の 105」に改め、同条第 3 項中「100 分の 130」を「100 分の 125」に、「100 分の 110」を「100 分の 105」に改める。

第 2 条 さくら市職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第 17 条第 2 項中「100 分の 125」を「100 分の 127.5」に、「100 分の 105」を「100 分の 107.5」に改め、同条第 3 項中「100 分の 125」を「100 分の 127.5」に、「100 分の 105」を「100 分の 107.5」に改める。

(さくら市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部改正)

第 3 条 さくら市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条

例（平成 30 年さくら市条例第 17 号）の一部を次のように改正する。

第 10 条第 2 項中「100 分の 130」を「100 分の 125」に、「100 分の 170」を「100 分の 165」に改める。

第 4 条 さくら市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を次のように改正する。

第 10 条第 2 項中「100 分の 125」を「100 分の 127.5」に、「100 分の 165」を「100 分の 167.5」に改める。

（さくら市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正）

第 5 条 さくら市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年さくら市条例第 15 号）の一部を次のように改正する。

附則第 2 項中「100 分の 130」を「100 分の 125」に、「100 分の 43」を「100 分の 42」に改める。

第 6 条 さくら市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を次のように改正する。

附則第 2 項中「100 分の 125」とあるのは「100 分の 86」を「100 分の 127.5」とあるのは「100 分の 85」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第 2 条、第 4 条及び第 6 条の規定は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。